

該当箇所	意見
全般	<p>本件、非常時における携帯電話サービスの事業者間ローミング等に関する電気通信設備に係る技術的条件の全般につきまして賛成いたします。</p> <p>非常時における事業者間ローミングについて、「被災事業者」の初出部分には、被災事業者（電気通信事業者）（以下、「被災事業者」という。）などの定義した方がよろしいのではないかでしょうか。電気通信事業者が対象であることは、明確ではありますが、他省庁の報告書などでは、限定又は分類記載されている例もあるためです。</p> <p>技術の進展により、複数の携帯キャリアを一つのスマートフォンへ掲載でき、切り替えが容易なデュアルSIM端末の使用や、スマートフォンでの衛星通信サービス使用も可能となっています。そのような状況ではありますが、この非常時における事業者間ローミングの意義が失われることはないと考えますので、早期実現を切望いたします。</p>
P. 11～13 IV 検討結果 第1章 利用者周知 1.1 周知内容	<p>利用者が非常時事業者間ローミングを円滑に利用できるようにするため、周知内容について整理頂いたことに感謝申し上げます。</p> <p>整理頂いた内容は、MVNOからもMVNO利用者に対して周知を行い、まずは本取組みを認識頂くこと、さらに発動時に円滑に利用できるようにしていく必要があるものと考えております。</p> <p>MNOにおいては、周知の手段・内容等についてMVNOに事前に情報提供頂き、MVNO利用者に対して効果的な周知を行えるようにご支援をお願いいたします。</p>
P11 非常時事業者間ローミングの発動時及び終了時の携帯電話事業者間の回線（ネットワーク）の切り替えには、利用者において携帯電話端末の設定操作が必要となる場合がある。 また、利用者は、利用中の携帯電話端末が非常時事業者間ローミングに対応しているかどうかを自ら確認することは困難であるため、	<p>本案に賛成いたします。</p> <p>あわせて、より充実した広報、具体的な利用者向けの訓練やリハーサルについて、対応強化を希望いたします。</p> <p>一部の端末機器の事業者間ローミングにおいて、利用者による「手動」での切り替えが必要と考えます。</p> <p>本件に関する利用者に向けた周知広報、防災イベントでの訓練やリハーサルも極めて重要との認識です。</p> <p>利用者が混乱しないよう、適切かつ丁寧に訓練を行っていただき、特に高齢者やデジタル弱者に向けての</p>

<p>携帯電話事業者や端末ベンダー等は、携帯電話端末の対応状況を機種別に容易に確認できるように、周知・広報を丁寧に行う必要がある。</p> <p>P20～21</p> <p>MNO 各社は、訓練・防災イベントを活用した周知・広報について検討を行い、MNO が実施・開催している総合防災訓練や防災教室等のイベントにおいて、1.2.2 にて述べた説明用 PDF を配布する、1.2.3 にて述べた動画を放映する、等の周知・広報を行うことを検討している旨の説明があった。</p> <p>(中略)</p> <p>よって、当面は利用者に対して、非常時事業者間ローミングの利用方法等の周知を図る中で、利用者の理解・認識を深めていくこととした。</p>	<p>対応が必要と考えます。</p> <p>これら訓練は、自社の携帯電話利用者だけでなく、他社の携帯電話利用者、MVNO 利用者などに向けて網羅的に、かつ総括的に実施していただきたいと考えております。</p> <p>幅広い契約層向け防災イベントでの訓練、特に各自治体における防災イベントでの訓練に対し、MNO の強力な支援・運営を希望します。</p>
<p>P12、13</p> <p>周知・広報を行うメディアとして、各 MNO や関係機関のホームページ、放送、SNS での情報展開に加え、対面での情報展開として防災イベント、店舗での情報展開等を候補とした。</p>	<p>本案に賛成いたします。</p> <p>あわせて、携帯電話でのインターネットが使えていない方々に関する周知・広報について、特に大規模災害時の想定訓練などへの対応強化を希望いたします。</p>
<p>P15</p> <p>利用可能な端末情報の確認範囲について、過去端末、過去 OS8、その組み合わせ等を全て記載することは困難である。そのため、MNO 各社による各端末メーカーへのヒアリング結果及び内閣府経済社会総合研究所「消費動向調査 令和5年3月実施調査結果」⁹に記載されている携帯電話端末の買い替えサイクル（平均使用年数）が 4.4 年であることを踏まえ、最低限の確認範囲の目安を 4～5 年とした。</p>	<p>利用可能な端末情報の確認範囲の目安に一定の考え方を示していただき、有意義だと考えております。</p> <p>一方、使い慣れた携帯電話を長く使う傾向がある年齢層などの存在も考慮いただき、最大限の救済を図っていただきますよう希望いたします。</p>

<p>P. 31</p> <p>非常時事業者間ローミング発動に要する時間について、MNO から図 11 のとおりの試算結果が示された。</p> <p>図 11 非常時事業者間ローミング発動の所要時間の試算結果</p>	<p>本案に賛成するとともに、さらなるローミング発動の所用時間短縮に向けての取り組みを希望いたします。</p>
<p>P. 40～42</p> <p>IV 検討結果</p> <p>第 3 章 継続検討事項への対応状況</p> <p>3.3 MVNO 利用者への非常時事業者間ローミングの提供</p>	<p>MVNO が MVNO 利用者に対して非常時事業者間ローミングが導入できるよう、フル MVNO 及びライト MVNO それぞれの接続方式が明確化されたことに賛同し、感謝申し上げます。</p> <p>MNO においては、MVNO が非常時事業者間ローミングの提供準備を着実に進められるよう、MVNO に対して具体的な情報提供や必要な手続きについて、適切にご案内頂きますようお願いいたします。</p> <p>あわせて、総務省及び MNO においては、MVNO 利用者が安心して非常時事業者間ローミングを利用できる環境整備に向けた継続的なご支援をお願いいたします。</p>

以上でございます。